

## 至急

姫路市生活援護室

## 介護扶助 主治医連絡票

(生活保護法による介護扶助 要介護認定・要支援認定申請書 添付用)

受付印

提出者(家族・居宅介護支援事業者等)※1

住所(所在地)	〒 - _____	☎ ( ) - - -
氏名(事業所名)	_____	

申請者(本人)

被保険者番号 (新規は不要)	H	申請種別	新規・区分変更
ふりがな	性別		男・女
氏名	生年月日		明治 大正 昭和 年 月 日
住所等	〒 - _____	☎ ( ) - - -	

(主治医からの連絡)

上記申請者(本人)は、<sup>①</sup>生命の危険(概ね1ヶ月の間に急激な状態悪化が見込まれる場合)があり、  
<sup>②</sup>在宅療養等する上で至急に介護サービスを導入する必要を認めます。 ※2

医療機関・主治医

所在地等	〒 - _____	担当者( )	☎ ( ) - - -
医療機関名	_____		
医師名等	診療科( )		

姫路市生活援護室担当ケースワーカーから主治医に対し、要件に該当するかの確認をさせていただきますので、ご協力をお願いします。上記医師の承認を受けた上で代筆は可能です。

※1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センターを含む。

※2 下線部の要件①②のいずれかを満たさない場合(退院予定がない場合を含む)は、至急扱いとはなりませんのでご注意ください。  
 ただし、要件②については、医療機関への入院前等に介護サービスを暫定利用している場合を含みます。

処理欄	受付者	生命の危険 有・無	病名( ) 告知 有・無	医療機関 確認済日 /	医療担当 受理日 /	介護保険 課依頼日 /	+5日(本庁開庁日) ≥	調査日 /	調査員名 _____
	至急サービスの必要性 有・無	余命( )程度 告知 有・無							

(裏面の留意事項をよく確認した上で、提出してください。)

## ○ 介護扶助 主治医連絡票 取扱いの留意事項

- 主治医連絡票（以下、「連絡票」と言います。）において、至急の取扱いを行うのは、下記①②の要件を両方満たす場合に限ります。
  - 生命の危険がある。（概ね1ヶ月の間に急激な状態悪化が見込まれる場合）
  - 在宅療養等する上で至急に介護サービスを導入する必要がある。

⇒要件②は、入院前等に介護サービスを暫定利用している場合を含みます。
- 原則として、「生活保護法による介護扶助 要介護認定・要支援認定申請書（以下、「申請書」と言います。）」と同時に提出してください。

※ ただし、すでに申請中の場合で、申請後に生命の危険（概ね1ヶ月の間に急激な状態悪化が見込まれる状況）が生じ、在宅療養等する上で至急に介護サービスを導入する必要があるときは、この限りではありません。
- 申請書と主治医連絡票は、姫路市役所本庁（姫路市安田四丁目1番地）の生活援護室担当ケースワーカーに提出してください。
- 医療機関への確認後、姫路市介護保険課へ訪問調査の依頼を行います。姫路市介護保険課にその依頼をした日から、姫路市役所本庁の開庁日を基準として、5開庁日以内に訪問調査を実施しますが、以下の1～5の場合は通常の取扱いとします。
  - 生命の危険（概ね1ヶ月の間に急激な状態悪化が見込まれる場合）がない、または、在宅療養等する上で至急に介護保険サービスを導入する必要がないと認められる場合
  - 医療機関への確認ができない場合
  - 医療機関への確認時において、主治医連絡票の内容が正しいものでないと確認された場合
  - 訪問調査日時の連絡・調整ができない場合
  - 訪問調査場所が姫路市内でない場合
- 訪問調査場所が変更となった場合は、その連絡を受けた日から5開庁日以内の調査となります。

## ○ 提出代行を行う居宅介護支援事業者等の皆様へのご協力とお願い

申請種別が「区分変更申請」の場合は、姫路市介護保険課より、居宅介護支援事業者等に訪問調査業務を委託させていただく場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。